

	質問	回答
①	今回、事後審査型一般競争入札とした理由を教えてください。	札幌市では「建物の警備業務に係る事後審査型一般競争入札試行運用方針」において、「建物の警備業務のうち、予定価格1,000万円(役務の提供を受ける期間が12月を超える場合はその1年間に相当する額をいう。)以上のものにあつては、事後審査型一般競争入札を行うものとする。」としていますので、この方針に基づき、契約方法を決定しております。
②	機械警備など、業務の一部についての再委託は認められますか。	業務の再委託は認められません。夜間常駐警備及び機械警備は、受託者が直接行ってください。
③	現在の機械警備の機器の設置数を教えてください。また、すべての箇所について、仕様書に記載の時間に、同時に警備開始としてよろしいでしょうか。	現在の機器の設置数は熱線センサーが29箇所となります。機械警備は基本的には、最終退庁者が退庁後、夜間常駐警備員の仮眠時間に合わせて行います。警備開始、終了は全箇所同時となります。
④	機械警備に必要な電話回線の使用料は委託者の負担でしょうか。	委託者(札幌市)が負担します。
⑤	常駐警備員を新規採用する場合、入札参加資格審査にかかる提出資料(従事者名簿、健康保険証等)は後日に提出することは可能でしょうか。	落札候補者となった場合、入札参加資格審査に係る資料については告示の5の(6)のイに記載の日までに提出してください。後日の提出は認められません。
⑥	機械警備の設備は入れ替えが必要ですか。	設備は入れ替えていただくことになりますので、機器の設置、撤去に係る工事費等を含めて積算してください。